

健 発 1221 第 4 号
平成 27 年 12 月 21 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 長
(公 印 省 略)

医 療 費 ・ 医 療 手 当 請 求 書 等 の 様 式 変 更 に つ い て

標記について、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」（昭和 52 年 3 月 7 日衛発第 186 号）及び「予防接種法の一部を改正する法律等の施行について」（平成 13 年 11 月 7 日健発第 1058 号）により各別紙様式について通知しているところであるが、今般、別添のとおり改正し、平成 28 年 1 月 1 日から適用することとしたので、貴職におかれては、これを了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）、関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、以下について、併せて周知徹底を図られたい。

記

- 1 今回の改正の趣旨は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 150 号）が 9 月 29 日に公布され、これにより予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）が改正され、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 16 条に基づく各給付の支給に係る各請求書に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備が行われたことによるものであること。
- 2 個人番号を利用して市町村長から請求者又はその保護者の地方税関係情報の提供を受ける場合は、事前に必ず当該請求者又はその保護者から同意書をとること。
- 3 国への進達に当たっては、各別紙様式の個人番号欄について記載がある場合は、黒塗りを行う等して、個人番号が特定できないようにすること。
- 4 本通知の適用の際、旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものであること。